



JREU TOKYO

業務部速報



2022.11.22 No.018
発行：J R東労組東京地本 業務部

東地申第4号 駅で働く社員の命を守るための申し入れ 団体交渉を行いました その②

3. 線路内落し物拾得作業について、見通しの悪い箇所は抑止を前提とすること。

会社回答：線路内落とし物拾得は保安体制を確保したうえで実施することが前提であり、列車を抑止して拾得する場合または列車見張員を配置して拾得する場合のいずれも、駅の特情等を踏まえて実施している。

【組合】必ず抑止をして作業を行う駅は現在あるのか。

【会社】五反田駅の内回りは抑止しての拾得作業が継続中である。そのほか把握している駅はない。現場の判断を尊重する。

【組合】触車事故防止手引の考え方に基づくということでもいいか。

【会社】そうだ。

【組合】申2号交渉の中で、「過信」「焦り」「不安」が要因として挙げられていたが、人ならではの心理的要因である。心理的要因に対して、科学的な知見に基づいた教育が営業職場にも必要ではないかということを要望としてお伝えする。

<確認事項>抑止については、首都圏本部が一方的に箇所を決めるのではなく、現場の判断を尊重して決めていく。またグループ会社のJR東日本ステーションサービス(以下JESS)の教育については、JESS東京支店と連携を取っていく。落とし物拾得作業における抑止の判断については、触車事故防止手引や通達に基づき判断で行っていく。

4. 融合と連携ならびに、繁忙期、多客期など、他系統の社員が駅への応援体制を行う実態を踏まえ、上記教育を他系統社員にも共有すること。

会社回答：引き続き、必要な教育・訓練は実施していく考えである。

【会社】拾得作業(マジックハンドを扱う側の社員)については、通達で作業実施箇所に勤務する社員だけではなく、全ての社員(勤務箇所問わず)が扱えるように変更をした。その際には、

- ・必ず駅列車見張員の指示に従い、単独で作業をしないこと
- ・感電防止のため、マジックハンドを上高く掲げないこと この2点を注意事項として記載している。

【組合】申2号交渉を経て、私たちが最も問題視したのは、**落とし物搜索時にも見張りが必要**という部分について、**なぜ系統を超えて全ての社員に周知をしないのか**という部分である。**各系統から他客対応で駅への応援がされている。ホームの立ち番が減らされ、エンド交換時に申告を受けることも増えた。全ての社員がホーム上でお客さまから落とし物の申告を受ける機会が増加した。他系統の社員が線路をのぞき込んで受傷したらどうするのか。**

事実経過とともに、**落とし物搜索時にも見張りが必要(線路をのぞきこまない)**ということに特化した**全箇所、全社員への周知を再度強く要請する。**

【会社】検討する。

通達・首鉄MB1308号の発出の有無にこだわらず、全箇所へ「落とし物搜索をする際は、列車見張員が必ず必要である」というところの全社員への周知を検討することを確認！！